

## 資 金 調 達

### 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,535,721	41.7	3,553,603	41.4
定期性預金	4,940,344	58.3	5,029,973	58.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	8,476,065	100.0	8,583,577	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

### 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	6,390,294	76.2	6,234,371	75.8
法 人	2,000,494	23.8	1,988,070	24.2
一般法人	1,469,711	17.5	1,474,234	17.9
金融機関	3,065	0.0	3,034	0.0
公 金	527,718	6.3	510,802	6.2
合 計	8,390,788	100.0	8,222,441	100.0

### 定期預金種別残高

(単位：千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利定期預金	4,401,884	4,299,671
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	208,361	218,561
合 計	4,610,246	4,518,233

## 資 金 運 用

### 貸出金種別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	115,782	1.8	159,905	2.5
証 書 貸 付	5,895,493	94.9	5,904,650	93.3
当 座 貸 越	203,657	3.3	262,570	4.2
合 計	6,214,933	100.0	6,327,126	100.0

### 有価証券種別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	残存期間			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和5年度末	—	323,861	—
	令和6年度末	405,228	317,786	—
地 方 債	令和5年度末	—	258,533	—
	令和6年度末	—	258,910	—
短 期 社 債	令和5年度末	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—
社 債	令和5年度末	—	365,129	190,923
	令和6年度末	—	361,086	179,118
株 式	令和5年度末	24,450	—	—
	令和6年度末	24,450	—	—
外 国 証 券	令和5年度末	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—
そ の 他 の 証 券	令和5年度末	—	—	—
	令和6年度末	—	—	—
合 計	令和5年度末	24,450	947,524	190,923
	令和6年度末	429,678	937,783	179,118

### 有価証券種別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	264,129	32.0	603,840	42.0
地 方 債	102,634	12.4	258,534	18.0
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	434,592	52.6	549,936	38.3
株 式	24,450	3.0	24,450	1.7
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	825,806	100.0	1,436,760	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

### 担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金 積 金	令和5年度	72,753	1.1	—
	令和6年度	62,920	1.0	—
有 価 証 券	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
動 産	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
不 動 産	令和5年度	3,534,435	55.7	—
	令和6年度	3,605,957	56.2	—
そ の 他	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
小 計	令和5年度	3,607,188	56.8	—
	令和6年度	3,668,877	57.2	—
信 用 保 証 協 会・信用保険	令和5年度	121,725	1.9	3,530
	令和6年度	130,006	2.0	3,159
保 証	令和5年度	2,000,338	31.5	0
	令和6年度	1,983,228	30.9	0
信 用	令和5年度	617,254	9.7	—
	令和6年度	630,873	9.8	—
合 計	令和5年度	6,346,506	100.0	3,530
	令和6年度	6,412,987	100.0	3,159

## 資金運用

### 貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利貸出	1,868,706	1,662,604
変動金利貸出	4,477,800	4,750,383
合 計	6,346,506	6,412,987

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	893,425	33.4	854,778	31.1
住宅ローン	1,783,876	66.6	1,892,798	68.9
合 計	2,677,301	100.0	2,747,576	100.0

### 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	1,738,945	27.4	1,747,053	27.2
設備資金	4,607,561	72.6	4,665,933	72.8
合 計	6,346,506	100.0	6,412,987	100.0

### 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
貸出金償却額	—	—

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	174,222	2.7	154,735	2.4
農 業、林 業	58,190	0.9	56,987	0.8
漁 業	10,721	0.1	6,542	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	207,729	3.2	263,278	4.0
電気、ガス、熱供給、水道業	885,767	13.9	819,777	12.7
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	292,624	4.6	368,680	5.7
金 融 業、保 険 業	54,273	0.8	50,662	0.7
不 動 産 業	926,539	14.5	934,229	14.5
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	19,552	0.2
宿 泊 業	1,837	0.0	1,832	0.0
飲 食 業	92,771	1.4	75,931	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	145,658	2.2	131,606	2.0
教 育、学 習 支 援 業	12,960	0.2	11,940	0.1
医 療、福 祉	127,088	2.0	136,231	2.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	68,367	1.0	41,323	0.6
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
<b>小 計</b>	<b>3,058,753</b>	<b>48.1</b>	<b>3,073,308</b>	<b>47.9</b>
国・地方公共団体等	300,552	4.7	244,211	3.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,987,201	47.0	3,095,467	48.2
<b>合 計</b>	<b>6,346,506</b>	<b>100.0</b>	<b>6,412,987</b>	<b>100.0</b>

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度末		令和6年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	8,223	2,643	6,405	△ 1,817
個別貸倒引当金	23,900	1,381	21,960	△ 1,939
合 計	32,123	4,024	28,366	△ 3,757

(注) 当組は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。



日南海岸

## 経営内容

### 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	10,712	8,684	2,028	10,712	100.0	100.0	
	令和6年度	9,789	8,321	1,468	9,789	100.0	100.0	
危険債権	令和5年度	36,435	14,563	21,872	36,435	100.0	100.0	
	令和6年度	34,394	13,901	20,492	34,394	100.0	100.0	
要管理債権	令和5年度	0	0	0	0	0.0	0.0	
	令和6年度	0	0	0	0	0.0	0.0	
	三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0.0	0.0
		令和6年度	0	0	0	0	0.0	0.0
	貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0.0	0.0
		令和6年度	0	0	0	0	0.0	0.0
正常債権	令和5年度	6,310,162						
	令和6年度	6,377,862						
合 計	令和5年度	6,357,311						
	令和6年度	6,422,046						

- ① 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

### 法令遵守の体制

#### ■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

### 報酬体系について

#### ■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」となっております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総

代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

#### (2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：千円）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	8,330

- ① 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は3名です。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」8,130千円、「賞与」200千円となっております。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### ■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- ① 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

### マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

#### ■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務グループ<sup>(※1)</sup>にお申し出ください。

#### 【宮崎県南部信用組合業務グループ】

電話：0987-27-3005<sup>(※1)</sup>

受付日：月曜日～金曜日

(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.m-nanbu.shinkumi.jp/><sup>(※2)</sup>

#### ■紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務グループまたはしんくみ相談所にお申し出ください<sup>(※1)</sup>。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

(祝日及び協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

### リスク管理体制 一定性的事項

#### ■自己資本調達手段の概要

発行主体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	133百万円	200百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

#### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

#### ■信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

#### ●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

#### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

①株式会社日本格付研究所（JCR）

②S&Pグローバル・レーティング（S&P）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については標準的計測手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについては常勤理事会において協議・検討を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は資金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、常勤理事会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- △EVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。  
(金融庁が定める保守的な前提)
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- △EVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	141	153	13	10
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	99	116		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	19	15		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	141	153	13	10
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	395		385	

- (注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。



鵜戸神宮

リスク管理体制 一定量的事項

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	5,774	230	5,243	209
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	5,772	230	5,243	209
(i) ソブリン向け	55	2	56	2
(ii) 金融機関向け	353	14	317	12
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	1,343	53	1,146	45
(v) 中小企業等・個人向け	819	32		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,394	55
トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	138	5		
(viii) 不動産取得等事業向け	929	37		
(ix) 不動産関連向け			2,044	81
自己居住用不動産等向け			970	38
賃貸用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			1,073	42
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi) 三月以上延滞等	0	0		
(xii) 延滞等向け			9	0
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	24	1		
出資等のエクスポージャー	24	1		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			24	0
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	52	2	50	2
(xix) その他	2,055	82	199	7
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引			0	0
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	269	10	307	12
BI			204	
BIC			24	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	6,043	241	5,551	222

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことであり、
  - ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i) ~ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。(令和5年度計数)
 
$$\text{〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

**信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)**

**信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別・残存期間別)**

(単位: 百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度	令和6年度
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	債 券	債 券	債 券	債 券	債 券	債 券	債 券	債 券
製 造 業	184	164	184	164	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	80	75	80	75	-	-	-	-	2	2
漁 業	12	10	12	10	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-
建 設 業	243	311	243	311	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	961	892	911	842	50	50	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	327	402	327	402	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	4,885	3,260	57	56	-	-	4,828	3,204	-	-
不 動 産 業	933	940	933	940	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	6	24	6	24	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	155	129	155	129	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	197	180	197	180	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	12	11	12	11	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	127	136	127	136	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	125	98	125	98	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	1,388	1,716	300	244	1,088	1,472	-	-	-	-
個 人	2,679	2,929	2,679	2,929	-	-	-	-	-	-
そ の 他	314	189	-	-	-	-	306	181	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>12,629</b>	<b>11,467</b>	<b>6,357</b>	<b>6,560</b>	<b>1,138</b>	<b>1,522</b>	<b>5,134</b>	<b>3,385</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
1 年 以 下	4,956	5,189	1,865	2,117	-	405	3,091	2,667	-	-
1 年 超 3 年 以 下	2,454	2,480	1,254	1,343	-	937	1,200	200	-	-
3 年 超 5 年 以 下	2,292	1,158	945	958	947	-	400	200	-	-
5 年 超 7 年 以 下	1,038	1,010	1,038	1,010	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	1,257	1,009	1,207	959	-	-	50	50	-	-
10 年 超	221	199	31	20	190	179	-	-	-	-
期間の定めのないもの	410	422	17	153	-	-	393	268	-	-
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>12,629</b>	<b>11,467</b>	<b>6,357</b>	<b>6,560</b>	<b>1,138</b>	<b>1,522</b>	<b>5,134</b>	<b>3,385</b>		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことであり、
  - ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

**一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額**

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	2	2	-	-	-	-	0	0	2	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	7	7	-	-	-	-	0	0	7	7	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	7	5	-	-	-	-	1	0	5	5	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5	8	8	-	-	-	5	0	8	8	-	-
合計	22	23	8	-	-	-	7	1	23	21	-	-

- ① 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	159	-	159	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	-	726	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	503	-	503	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	491	-	491	-	49	10%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,141	-	1,541	-	317	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	1,411	58	1,400	5	1,146	81%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,690	1,330	1,639	117	1,394	79%
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	2,962	-	2,954	-	2,044	69%
自己居住用不動産等向け	1,874	-	1,873	-	970	52%
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	1,088	-	1,080	-	1,073	99%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	13	-	13	-	9	71%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	1	-	1	-	0	20%
信用保証協会等による保証付	124	-	124	-	7	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	24	-	24	-	24	100%
合計					4,993	

- ① 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。  
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
令和6年度																
現金	159	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,454	-	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	316	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	78	-	167	51	215	-	-	-	125	-	-	358	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	66	-	167	51	215	-	-	-	125	-	-	358	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A DC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	49	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>1,438</b>	<b>686</b>	<b>-</b>	<b>1,623</b>	<b>51</b>	<b>302</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>125</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>732</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	726
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	503
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,541
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	1,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,406
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	820	-	-	-	-	620	-	-	-	-	-	-	-	-	1,757
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	1,058	19	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	2,954
自己居住用不動産等向け	870	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,873
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	188	-	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	1,080
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A DC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	13
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24
<b>合 計</b>	<b>1,058</b>	<b>839</b>	<b>-</b>	<b>1,314</b>	<b>153</b>	<b>-</b>	<b>626</b>	<b>-</b>	<b>717</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>9</b>	<b>24</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>9,704</b>

註1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和5年度	
	エクスポージャーの額	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	4,086
10%	—	710
20%	—	1,766
35%	—	396
50%	50	307
75%	—	963
100%	—	4,378
150%	—	0
250%	—	5
1,250%	—	—
<b>合 計</b>	<b>50</b>	<b>12,614</b>



サンメッセ日南

- ②1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	5,708			4,102
40%～70%	1,919			1,916
75%	768	1,278	10%	839
80%				
85%	1,319	58	10%	1,314
90%～100%	783	51	12%	779
105%～130%	717			717
150%	9			9
250%	24			24
400%				
1250%				
その他				
<b>合 計</b>	<b>11,250</b>	<b>1,389</b>	<b>10%</b>	<b>9,704</b>

- ②1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,903	1,688	304	316		

- ②1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし



芋を洗う幸島の猿

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

■代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	17,650	15,796
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	17,650	15,796

■外国為替取扱高

該当事項なし

■外貨建資産残高

該当事項なし

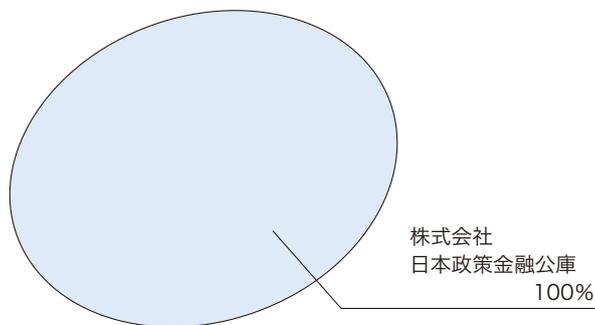
■公共債引受額

該当事項なし

■公共債窓販実績

該当事項なし

■令和6年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月20日

宮崎県南部信用組合  
理事長 松本 健二

■法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和7年6月30日現在)

種 類		組 合 員	一 般		
振 込	窓口利用	同一店内	3万円未満	220円	220円
			3万円以上	220円	220円
		他行あて	3万円未満	660円	660円
			3万円以上	880円	880円
	ATM利用	同一店内	3万円未満	無料	55円
			3万円以上	55円	110円
		他行あて	3万円未満	330円	550円
			3万円以上	550円	770円
	インター ネット バンキング	同一店内	3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
		他行あて	3万円未満	110円	110円
			3万円以上	110円	110円
送 金	同一店内		220円	220円	
	他 行	電信扱	880円	880円	
代 金 取 立	同一店内		無料	無料	
	他 行	同一交換所における手形	220円	220円	
		その他地域	至急扱	880円	880円
	普通扱		880円	880円	
そ の 他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		880円	880円	
種 類			料 金		
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)	660円		
	約束手形帳	1冊 (50枚)	880円		
自己宛小切手			550円		
通帳証書等再発行			1,100円		
カード再発行			1,100円		
証明書発行手数料	残高証明書	1通	330円		
	融資証明書	1通	330円		
	その他証明書	1通	1,100円		
ATM手数料 (払戻1回につき)	当組合カード	県内信用組合	その他		
平日18時まで (土曜14時まで)	無料	110円	110円		
平日18時以降 (土曜14時以降)	無料	220円	220円		
日曜日・祝日 (出金のみ)	110円	220円	220円		

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分	令和5年度末		令和6年度末		
	件数	金 額	件数	金 額	
送 金・ 振 込	他の金融機関向け	2,522	2,347,614	2,607	2,594,611
	他の金融機関から	9,962	2,529,787	9,934	2,925,764
代 金 取 立	他の金融機関向け	11	8,376	15	2,669
	他の金融機関から	18	6,045	0	0



ジャカランダの花と日南海岸

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。  
(ロ) 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- イ 債務の保証業務
- ロ 代理業務
  - (a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
  - (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ハ 地方公共団体の公金取扱業務

当組合の子会社

該当事項なし



都井岬火祭り